

中野区福祉用具・住宅改修部会

福祉用具・住宅改修部会は、平成21年中野区介護サービス事業所連絡会に福祉用具・住宅改修事業者相互の交流、資質向上を目指して発足しました。

《理念》

高齢や障害により社会的不利益を負う方々も、個人として尊重され、それぞれありのままの姿で暮らし、普通の生活を送ることができるというノーマライゼーションの理念に基づき、サービスを提供する。

《目的》

事業者相互の親睦を深め連携を強化すると共に、研修や情報交換を行い、区民の方々へ、より質の高いサービス提供のための検討を行い、介護保険によるサービスを円滑に実施することを目的に活動する。

介護保険で利用できる福祉用具レンタル

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用する時は、中野区に申請し「介護認定」を受けましょう。

① 申請する

中野区介護保険課
地域包括へ
お申し出下さい。



② 介護認定調査

ご自宅 または
入院先へ調査員が
うかがいます。



③ 結果の通知

認定結果の
通知は
郵送で送付されます。



自立判定

※介護保険を利用して
各種サービスは受けら
れません

要支援1

要支援2

要介護1

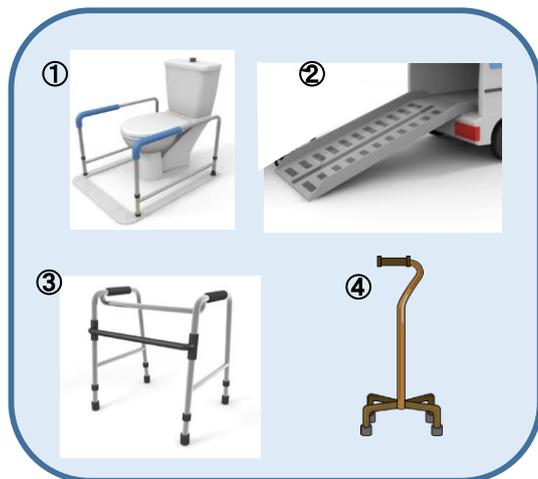
要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

※対象となっていない介護度でも必要と認められた場合は、例外的に借りる事が出来ます。
(ケアマネジャーにご相談ください)



- ① 手すり(工事をとまわらないもの)
- ② スロープ(工事をとまわらないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉杖・多点杖等)

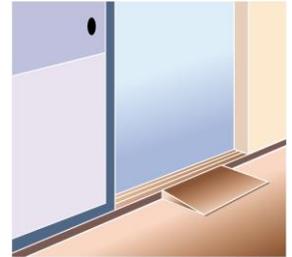
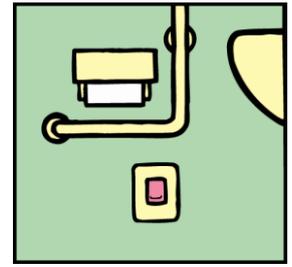
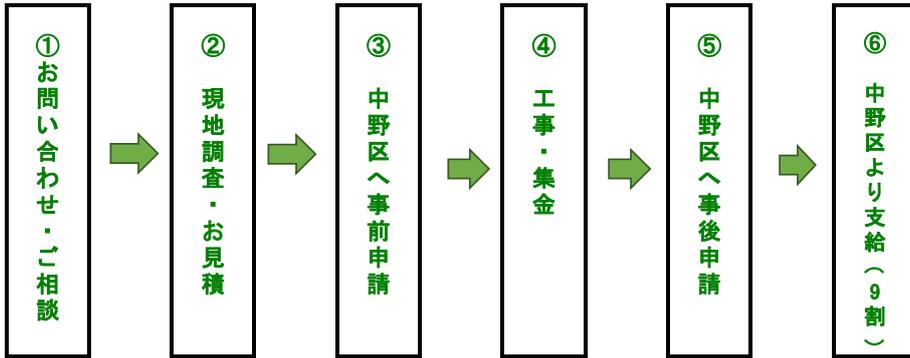
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション・電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品 (サイドレール・マットレス・スライディングボード・入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症高齢者徘徊感知器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座椅子・入浴用リフト・段差解消機・階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置

費用： 原則 月々の限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担となります。



住宅改修工事

介護保険の認定を受けている方は、下記の工事について介護保険を利用して改修費が支給されます。(限度額は20万円まで、9割が支給されます。)

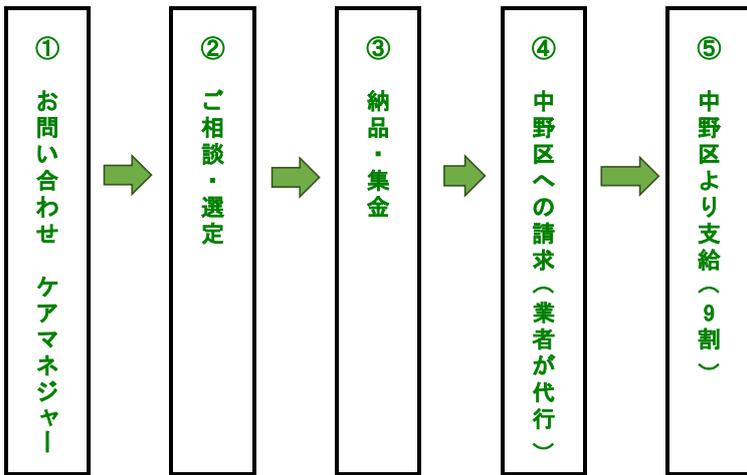


《介護保険で適用となる住宅改修》

- ①手すりの取付
 - ②段差の解消
 - ③通路等の傾斜の解消
 - ④床材の変更
 - ⑤引き戸等への扉の取り替え
 - ⑥扉の撤去
 - ⑦洋式便器等への便器の取り替え
 - ⑧転落防止柵の設置
- その他①～⑧の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。

特定福祉用具のご購入

介護保険の認定を受けている方は、特定の福祉用具を介護保険で購入できます。支給限度額は年間で10万円までです。詳しくは介護保険課へご確認下さい。



《特定福祉用具》

- ★腰掛便座
- ★入浴補助用具
- ★簡易浴槽
- ★移動用リフト吊り具部分
- ★自動排泄処理装置の交換可能部分

